

秀忠親政期の領知朱印状

藤井讓治

はじめに

江戸時代に將軍あるいは大御所が発給した領知朱印状は、それが領主権の所在を明示するものであり、それゆえに主従関係の根幹を規定するものと考えられるにもかかわらず、大野瑞男氏の寛文印知を扱った「領知判物・朱印状の古文書学的研究」⁽¹⁾や拙稿「徳川秀忠大御所時代の領知宛行状」⁽²⁾、「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置——室町將軍御判御教書との関連——」⁽³⁾を除くと、こうした視点からの基礎的研究はほとんどなされていない⁽⁴⁾。

本稿でいう秀忠親政期とは、家康が死去した元和二（一六一六）年四月十七日から秀忠が將軍職を家光に譲った元和九年七月二十七日までの期間を差し、ここでの領知朱印状は、徳川將軍が発給した領知判物・領知朱印状を総称するものとする⁽⁵⁾。また、本稿では、折に触れて公家や寺社宛の領知朱印状についても触れるが、主としてこの時期の武家宛の領知朱印状を取り上げる。

一 研究史

秀忠親政期の領知朱印状についての研究は、それに言及するものはあるものの、その基礎的研究となれば皆無といつてよい。

大名の取立・転封・改易等を主題とし一九六一年に刊行された藤野保氏の『幕藩体制史の研究』では何一つ触れられていない。⁽⁶⁾ また、一九六四年に刊行された北島正元氏の『江戸幕府の権力構造』では次のように述べられるだけで、⁽⁷⁾ 秀忠親政期の領知朱印状についての直接の記述はない。

以上のように、慶長年間には將軍朱印状制はまだ確立していなかったが、その実質はしだいに整いつつあったとみてよい。それは幕府への軍役の基準となる大名領の石高把握の努力とあいともなうものであった。慶長十(一六〇五)年九月、幕府は諸大名の所領及び寺社領の税額査検の惣奉行として西尾吉次をこれに任命し、津田秀政・牧長勝・犬塚忠次をその副として実施させたが、さらに十八年には西国・四国の諸大名から自領の検地目録を提出させている。この二つの措置は直接には、江戸城の修築にあたって諸大名の公役高を決定するためと、対大坂関係の悪化に備えて軍役を確保するための措置であったが、改易・転封とならんで幕府の大名従属化工作の一環をなしていることは明らかである。こうして朱印状制度は家康死後、幕政の一元化の完了とともにしだいに整備され、四代家綱の代のいわゆる「寛文印知」をもって完成するのである。

秀忠親政期の領知朱印状をはじめ積極的に位置づけたのは高木昭作氏である。氏は、一九七五年に刊行された岩波講座『日本歴史』9に収録された「江戸幕府の成立」のなかで、

翌一六一七(元和三)年日光東照社への改葬を済ませたのち、秀忠は六月諸大名を率いて上洛した。(中略)それに

前後して、主として近畿地方の社寺に安堵状が（伊勢・三河以東の諸寺社には正月から五月に出されている）、公家・諸大名に対しては五月及び九月領知の判物ないしは朱印状が発給された。幕府の領知朱印状は、前述のように家康のそれは数例しか存在せず、秀忠は一六一三（慶長一八）年に、少なくとも四国・九州の大名に対して朱印状の発給を名目に石高の指出しを命じたが、この時それが発給された形跡はなく、したがって全国の大名に対して一斉に発給されたのは、この年が最初といえることができる。

と述べられている。⁽⁸⁾ここでの指摘を整理すると、①秀忠は元和三年六月の上洛を挟んで、主として近畿の社寺にたいして安堵状を、五月と九月に公家・諸大名に領知朱印状を発給したこと、②全国の大名に対して領知朱印状が一斉に発給されたのは、この時が最初であること、の二点である。

同じ年、朝尾直弘氏は、岩波講座『日本歴史』10に収められた「將軍政治の権力構造」において、

元和三年、秀忠ははじめて諸大名に対して領知朱印状を発給した。征夷大將軍任職以来一三年目に、かれはみずから封建的知行体系の頂点に立つことを示した。それまで、領知朱印状は家康の手から出され、將軍秀忠は直接にはこれに干与していなかった。のみならず、家康が発給した領知朱印状の数は限られており、知行関係を問題にする限り、かれが頂点に立っていたとは必ずしもいえない。家康は豊臣政権における「公儀」職制の一である五大老筆頭から出発した。この地位は政権の統治機構上では最高の地位であるが、封建的知行体系の頂点とはおなじではない。頂点は秀吉であり、関ヶ原の後もその權威は豊臣秀頼のもとに潜在的に保有されていた。家康の征夷大將軍就任や後水尾天皇の擁立はこの問題をのりこえる手段であったし、豊臣家を滅亡させなければおさまらなかったのもこのためである。大坂の陣に、全国のほとんどすべての大名は徳川氏の指揮下に結集したが、その内実をみると譜代を中心とした東国諸大名は秀忠からの指示により、秀忠に率いられて出陣し、西国の外様大名は家康の命令によって出動している。封建的知行体系

は完成された一つの頂点をもつにいたっていなかったというべきであろう。秀忠による領知朱印状の発給は、そのために上洛の手続きをふまねばならなかったとはいえ、西国の外様大名を包摂しており、この問題に一応の結着をつけたものといえる。

(中略)

このように、秀忠は征夷大將軍のもとに「公儀」権能を吸収、集積し、將軍権力を家康の立脚した地点からはるかに前進させ、拡大し強化したといえる。しかし、右の三点についてみてもなお十分でない点を残していたのも事実である。まず、秀忠による領知朱印状の発給は家光・家綱のように同時いっせいには行なわれておらず、おおむね東国には上洛以前に、西国には上洛以後に分れている。

と述べられている。⁽⁹⁾ここで朝尾氏は、①元和三年、秀忠は初めて諸大名に領知朱印状を発給したこと、②これによって秀忠は封建的知行体系の頂点に立つことを示したこと、③慶長期の西国大名は秀忠の指揮下にはなく、家康の指揮下にあったこと、④秀忠による領知朱印状の発給は家光・家綱のように同時いっせいには行われておらず、おおむね東国には上洛以前に、西国には上洛以後に分かれていること、を指摘する。

また、拙書『江戸開幕』⁽¹⁰⁾において、上記の成果を踏まえつつ、①元和三年に出された秀忠の領知朱印状は、上洛を目前に控えた五月二十六日付のものと上洛中の九月前後のものとがあること、②前者は、ごく一部の外様大名のほかは若干の譜代大名と旗本に出されたものであり、後者は、大名・公家・寺社に出されたものであること、③なかでも公家・寺社へのものは実質的には家康によって安堵あるいは与えられていたものであるが、家康からはごく一部を除き領知朱印状は出されておらず、この秀忠による領知朱印状が將軍から出された最初のものであること、④武士への領知朱印状は、万石未満の旗本層をも対象としていること、⑤大名宛の領知朱印状は、現在確認できるものは、外様大名二三人、譜代大名九人の合計三二人

に過ぎず、そこにみえる大名は、島津家久・黒田長政・福島正則・浅野長晟・毛利秀就・細川忠興・山内忠義などの西国外様大名と美濃・三河・尾張・丹波・摂津などに所領を持った譜代大名であり、この時の領知朱印状は西国、家康の大御所時代に家康が軍事指揮権をもっていた地域の大名が対象であったこと、⑥慶長十九年に秀忠の継目の判物が出された加賀前田氏や元和元年に加増にともなう領知判物が出された藤堂氏や井伊氏にはこの時には領知朱印状が出されていないこと、などを一般書であるが指摘した。

このように、秀忠親政期の領知朱印状についての研究は、講座や一般書で関説されてはいるが、その基礎的研究はなされていないと言え、現に、事実関係についても従来の研究には曖昧さと相互の齟齬もみられる。そこで本稿では、元和三年を中心とした秀忠発給領知朱印状、なかでも武家宛の領知朱印状の基礎的分析を行う。

二 領知朱印状の残存状況

秀忠親政期に秀忠が発給した領知朱印状は、収集しえたところによれば、現在五六〇通を数える。その内訳は、武家が一三六通（疑わしきものを含む）、公家が三六通、寺社が三八七通、その他二通（隨身土山駿河守宛、京都の雑色宛）である。⁽¹¹⁾

武家宛のものは、寛文四（一六六四）年の朱印改め時の二一九通と比較すれば、半分強であるが、寛文印知の対象者が万石以上の大名であったのに対し、秀忠親政期の対象者には多くの万石未満の旗本が含まれている。⁽¹²⁾ また、秀忠大御所時代に⁽¹³⁾出された武家宛の領知朱印状は現在四九六通が知られており、その数と比較してもそれほど多くはない。この点については、

その性格の違いとともに後に比較検討することにする。

公家については、いずれも秀忠の上洛中の元和三年九月に出されており、七日付のものが二一通、九日付のものが一通、一〇日付のものが四通、十一日付のものが一〇通である。家光には公家宛のものはなく、寛文印知の際は寛文五（一六六五）年に発給されている⁽¹⁴⁾。

寺社に対するもの三八七通のうち、元和二年二通、元和三年三六二通、元和四年二通、元和五年一四通、元和六年六通、元和九年一通と年次的には広く出された様子が窺えるが、その中心は元和三年、なかでも秀忠の上洛中に出されている。

さて、秀忠將軍後期における武家宛の領知朱印状の発給状況は、表1のごとくである。

表1に掲げたように、秀忠領知朱印状であるか不確かなものも含めて一三六通を集めたが、このなかには、分析を進めるにあたって検討すべきものがいくつかみられる。まず、その検討から始めることにしたい。

まず第一、福岡黒田長政宛の二通の領知判物である。ともに月日、内容は同じであるが一通は元和二年とし、他の一通は元和三年とする。後者をまず掲げる。

筑前国都合五拾万貳千四百拾六石^{別紙}目録在事、宛行之訖、

可有全領知之状如件、

元和参年九月五日（秀忠花押）

（長政）
黒田筑前守とのへ

元和三年のものは、「黒田家文書」⁽¹⁵⁾中の原本であり、その

表1 秀忠親政期の武家宛朱印状

年	月	日	点数	備考
元和2.	5.	26	1	
	8.	20	1	領知目録
	9.	5	1	黒田家譜の誤記
	11.		1	領知目録
	12.	6	1	
元和3.	5.	26	76	
	8.	16	2	
	8.	24	3	
	8.	26	2	
	8.	28	7	
	9.	3	1	
	9.	5	20	
	9.	6	1	
	9.	7	2	
	9.	11	9	疑文書
	10.	24	1	秀忠ではない
	11.	4	1	
	12.	16	1	疑文書カ
	月日未詳		1	
元和4.	11.	15	1	
元和5.	9.	15	1	
元和6.	8.	28	1	
元和9.	5.	7	1	
合計			136	

存在は否定しがたい。問題は、元和二年にも内容的に同様のものが元和三年のものに先行して出された可能性があるかである。元和二年の領知判物の出典は、福岡藩儒貝原益軒によって編纂された『黒田家譜』⁽¹⁶⁾に載せるもので、そこには「右の御判物、当代封国の御証文を賜はりし初也」とあるが、同家譜には元和三年九月五日付のものは載せていない。また、一代家斉までの歴代將軍の領知朱印状と領知目録の概要を大名別に書き上げた「領知目録書拔」⁽¹⁷⁾の福岡黒田家の項には元和三年のものはみられるが、元和二年のものはみられない。さらに、同一人物宛に、同一人物が、同じ領知を二度にわたって宛行いまた安堵することは一般にはなされていないことも勘案すれば、『黒田家譜』が元和三年の判物を誤って元和二年のものとして収録したものとみなしえよう。

二通目は、元和二年五月二十六日付の赤井豊後守忠泰宛領知朱印状である。典拠は「古文書」⁽¹⁸⁾、本文は次のようなものである。
大和国十市郡之内南山・南浦・今井谷・宮森村四ヶ村式千石之事、令扶助之訖、可全知行者也、

元和二

五月廿六日 御朱印

赤井豊後守とのへ

月日の脇付に「元和二」の付年号があり、また、『寛政重修諸家譜』の赤井忠泰の項にも「元和二年五月廿六日台徳院殿より、采地の御朱印をたまひ」⁽¹⁹⁾とみえることから、この領知朱印状は元和二年のものとするべきである。しかし、表1に示したように同じ五月二十六日付で元和三年に発給された領知朱印状七六通があり、赤井忠泰宛の領知朱印状の年紀の誤記を想定させる。また元和二年五月二十六日という日時は、家康が死去してわずか一か月後のことであり、領知朱印状発給にはあまり相応しい時期とも思われない。こうした状況からすれば、赤井忠泰宛の領知朱印状の年紀は元和三年の書き誤りとも思われるが、ここでは確定しえないので、ひとまず記載どおり元和二年のものとして扱うことにする。

三通目は、元和二年八月二十日のものである。典拠は「古文書」⁽²⁰⁾、本文は以下のようなものであり、その注記には「小笠原次右衛門正信拝領、右同人書上」とある。

知行目録

遠州城東郡

一 高三百六拾三石三斗三升 不入斗村

同

一 高四百貳拾八石四斗 内田下之郷

遠州相良

一 高貳百八石貳斗七升 白羽村

合千石

元和二年辰

八月廿日

小笠原次右衛門との

この文書には、差出者は明記されていない。また、領知・知行を宛行うとの文言もなく、形式的には、差出者を欠くものの、この時期の年寄衆や勘定頭が知行割り渡しの際に発給する目録と同じ形式である。また、年号の書き様も領知朱印状にはみられないものであること、さらに『寛政重修諸家譜』の小笠原正信の項には「元和二年八月二十日上総近江両国の采地を遠江国城東榛原二郡のうちに移される⁽²¹⁾」とあるだけで、領知朱印状が発給されたとはみなされていないことから、領知朱印状ではないと考える。なお、元和三年の領知朱印状のなかには、同年八月二十六日付で九八六五石と六六一六石を同

時に板倉勝重に宛行つたもの⁽²²⁾、同年九月十一日付で四万五七〇六石を稲葉通吉に宛行つたもの⁽²³⁾、同年九月十一日付で六万石を水野勝成に宛行つたもの⁽²⁴⁾は、朱印状であることが確認でき、また「宛行」文言をもつものであるが、冒頭に「知行方目録」あるいは「知行目録」とある。しかし、これらは領知朱印状全体からみれば例外的なものである。

四通目は、元和二年十一月のものである。典拠は「古文書」、本文は次のようなものである。⁽²⁵⁾

覚

武河甘利筋

一 高式百七拾四石六斗六升 下条南之割

北山筋

一 高式拾五石三斗四升 神戸村

合三百石

元和貳年辰

十一月日

本文書は差出・宛名を欠くが、この文書の前に天野勘七宛徳川家康熙印状を載せ、その前に「天野勘七正勝拝領同勘左衛門昌淳書上」とあり、また『寛政重修諸家譜』の正勝の項には、「慶長十九年九月十五日下野国足利郡の内および出羽国のうちにおいて采地二百石をたまひ、御判物を下さる。(中略) 元和二年十一月武河、甘里、北山等にをいて三百石の地を加えられ、其のち駿河国駿東郡のうちにをいて百石を加恩あり⁽²⁶⁾」とあることから、この文書は天野正勝宛のものとみなしえる。この文書は、先の小笠原正信宛のものには「知行目録」とあるところに「覚」とあり、また宛名も欠くが、文書形式は同じであり、前者同様領知朱印状ではなく、知行目録とみなしえる。

五通目は、元和二年十二月六日付佐久間大膳勝之宛領知朱印状である⁽²⁷⁾。典拠は、「貞心寺文書」、収録する『長野県史』は秀忠のものとする。内容は次のようなものである。

信濃国水内郡ノ内

長沼村	津野村	相ノ島村	赤沼村	村山村	神代村	石村
駒沢村	田子村	南郷村	三才村	室飯村	金箱村	吉村
平出村	小玉村	一ノ村				

右拾七ヶ村、高壹万貳千五百拾八石八升二合

近江国高島郡ノ内

浜田村	井口村	中野村	北仰村	酒皮村	岸根村	大伴村
新保村	上弘部村	蘭生村				
右拾ヶ村、高四千三百八拾八石九升貳合						

常陸国筑波郡ノ内

山口村 平沢村

右二ヶ村、高千九拾三石八斗二升五合

都合壹万八千石并二信州長沼城事、新規宛行畢、全可領知者也、仍如件、

元和二年十二月六日 御朱印

(徳川秀忠)

佐久間大膳殿江

(勝之)

本文書は、「知行方目録」等の事書もなく、また国・郡名を記し、領知対象となる村名をあげ、村数と村高合計を示す書

き様は寛文四年に出された「領知目録」で初めてとられた目録形式と極めてにかよっており、この段階のものとしては不自然である。また、殿様書も「とのへ」ではなく「殿」が、また「殿」の後に「江」が添えられている点も様式上問題がないとはいえない。さらに、『寛政重修諸家譜』の佐久間勝之の項には「元和元年の戦ひに、天王寺表にをいて竹田永応をうち取、また相したがふものどもの討取所の首を合せ十級を献ず。この年信濃国河中嶋近江国高嶋のうちにをいて新恩あり、すべて一万八千石を領す⁽²⁸⁾」とあり、信濃等で一万八〇〇〇石を宛行われた年を元和二年ではなく元和元年のこととしている。こうした点からすれば、本文書は疑うべきとも考えられるが、ひとまず秀忠の領知朱印状として対象からはずさないでおくことにする。

六通目は、元和三年十月二十四日付水野出雲宛領知判物である。⁽²⁹⁾この文書は、写と年号・署判・宛名の部分の影写とからなっている。まず写の部分をあげ、つぎに影写の部分(図1)を掲載する。

知行目録

一高三千五百三拾八石壺斗九升	遠州敷地郡内
一高五千九百七石三斗九升	同 長上郡内
一高百拾壺石三斗六升	同 豊田郡内
一高四百四拾八石八斗五升	駿州庵原郡内
合壺万石余	

右為加増宛行訖、全可有領知者也、

元和三年

十月廿四日 御書判

元和三年

十月廿一日



図1 水野家文書

元和三年九月廿一日

山内家文書

図2 山内家文書

水野出雲殿

水野出雲は、家康によって徳川頼宣の付家老とされた人で、のち紀州新宮で三万五〇〇〇石を領した。この文書の花押は図1に示したもの、これとほぼ同時期の秀忠の花押は図2の⁽³⁰⁾ごとくであり、前者は秀忠の花押に類似するがやはり同一とはいえない。また、一〇万石未満、侍従以下のものに領知を与える場合に花押が据えられた判物で出されるのは極めて不自然である。さらに、この文書は縦紙であるが、縦紙の場合、年号は書き下げ年号を例とし、年を行替えては書かないのが通例であり、江戸幕府の文書形式としては特異である。また、殿文字についても、万石クラスに限らず、大半が「とのへ」であるのに対し、「殿」の行書体であり、一般的に厚札に過ぎる。こうした点から、本文書は疑文書とみなさざるをえない。なお『寛政重修諸家譜』の重央の項には「元和三年十月二十四日駿河遠江両国の内にいて一万石余を加増あり、すべて三万五千石を領す。このとき台徳院殿より御黒印を下さる⁽³¹⁾」と、この日付で花押ではなく「御黒印」が出されたとする。

七通目は、元和三年十一月四日付鈴木二左衛門宛領知黒印状であり、典拠は『譜牒余録』⁽³²⁾、内容は次のようなものである。

豎紙

定

一高百五拾石

河原田村之内

以上

右為知行出之候、速可令領地者也、仍如件、

元和三年

巳十一月四日

御黒印

鈴木二左衛門とのへ

仁左衛門孫持主

戸田彦十郎

まず形式として、万石未満への領知宛行状が豎紙で出されることは極めてまれである。また年号の書き様は、豎紙であれば書下げとなるのであるが、この点は不自然である。書止文言が「仍如件」となっている点も、このクラスの旗本に対するものとしては厚礼に過ぎる。朱印でなく黒印であることも問題がある。さらに『譜牒余録』に載せられたこの黒印状の持主である戸田彦十郎の由緒覚には「権現様駿府（徳川家康）江被為成御座候時分、祖父仁左衛門儀被召出、御判物頂戴仕、本多上野介殿組（正純）ニ而罷在候、其後上野介殿御立身付家来ニ罷成候由申伝候、上野介殿御身躰潰候節右仁左衛門浪人仕致病死候」とあることからすれば、この黒印状の発給者は本多正純の可能性が高い。上記の諸点に鑑み、本稿ではこの黒印状は秀忠のものとして扱わないこととする。なお『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』『断家譜』のいずれにも「鈴木二左衛門」の名は見出せない。

七通目は、元和三年月日未詳吉良若狭守宛領知朱印状のもの、典拠は『水月明鑑』⁽³³⁾、内容は次のようなものである。

参河国幡豆郡之内七ヶ村、^(マ、)吉良村・鳥羽村・饗庭村・横須賀村・乙川村・岡山村・宮家村・山田村、三千式百石之事、宛行之訖、全可令領知者也、

元和三年 御朱印

吉良若狭守とのへ

宛名にみえる「吉良若狭守」については、吉良氏一族に元和三年時点で若狭守に任官したものはいないこと、また『寛政重修諸家譜』の吉良義弥の項に「慶長二年はじめて台徳院^(徳川秀忠)に拝謁す。(中略)其後本領吉良の庄において三千石の地をたまひ、十三年十二月二十四日從五位下侍從に叙任し、左兵衛督にあらたむ⁽³⁴⁾」とあり、領知朱印状にある「吉良村」は左兵衛督吉良義弥の所領「吉良の庄」に重なり合うこと、さらに月日を欠いていることから、この文書には疑義があり分析の対象から外すことにする。

三 元和三年の領知朱印状発給の特徴

秀忠親政時代に発給された領知朱印状は、前節で触れた元和二年九月五日付黒田長政宛領知判物・元和二年八月二十日付小笠原正信宛知行目録・元和二年十一月某宛知行目録・元和三年十月二十四日付水野出雲宛領知判物・元和三年十一月四日付鈴木二左衛門宛領知黒印状・元和三年月日未詳吉良若狭守宛領知朱印状の六通を除くと一三〇通となる（後掲「秀忠親政

期の領知朱印状一覽」参照）。その内、表2に示したように元和三年のものが一二四通あり、全体の九五パーセントを占めており、この時期の領知朱印状発給の最も大きな特徴といえる。そこで本節では、元和三年の領知朱印状に絞って分析することにする。

まず、発給日時に注目すると、五月二十六日と八月十六日から九月十一日の二つの時期に山がある。五月二十六日は、元和三年の発給数一二四通のうち七六通と六一パーセントを占め、最も大きな時期的特徴をみせる。さらに、この日は、上洛⁽³⁵⁾法度⁽³⁵⁾の出された日でもある。なお、この上洛は、秀忠親政期になって最初のものである。

もう一つの山、八月十六日から九月十一日は、五月二十六日と比べればそれほど顕著なものではないが、これまでの諸研究が注目してきたように、この期間は秀忠の上洛中に当たる点で特徴を持つ。なお、秀忠のこの年の上洛は、六月十六日に江戸を発ち、二十九日伏見着、七月二十一日に参内のため京都に入るが、すぐさま伏見に戻り、九月十三日に伏見を発ち、二十七日ころに江戸に戻っている⁽³⁶⁾。

表2のうち元和三年十二月十六日付のものは松前志摩守公広宛のもの⁽³⁷⁾で石高を記さないが、その後の朱印改めでは大名として取り扱われているので、一万石以上のなかに加えた。

発給対象者を全体としてみたとき、一〇万石以上一四人、一〇万石未満一万石以上三人、一万石未満一〇〇〇石以上三五人、一〇〇〇石未満四五人となる。一万石以上を大名とすれば四名を数える。この数は当時の大名数の約二五パーセントにあたり、対象者は過半にも及ばない。一万石未満については、その人数の信頼すべき母数を確定で

表2 元和3年の武家宛朱印状（石高比較）

年 月 日	点数	10万石	1万石	1000	未満
元和3. 5.26	76	2	12	30	32
8.16	2				2
8.24	3				3
8.26	2			2	
8.28	7		1	1	5
9. 3	1				1
9. 5	20	8	11		1
9. 6	1	1			
9. 7	2		1	1	
9.11	9	3	4	1	1
12.16	1		1		
合計	124	14	30	35	45

表3 元和3年の領知朱印状発給の階層構成

時 期	10万石以上		1万石以上		1000石以上		未満		合計	
	人数	石高	人数	石高	人数	石高	人数	石高	人数	石高
5月26日	2	486500	12	274228	30	56031	32	12012	76	828771
上洛中	12	3810497	18	661746	5	24281	13	3759	48	4500283
合 計	14	4296997	30	935974	35	80312	45	15771	124	5329054

きないが、多くみても数パーセントに過ぎない。いうまでもないが、発給されながら残されていない領知朱印状への配慮が必要である。

表3は、二つの時期にわけて領知高別に領知朱印状の発給数とその石高の合計を示したものである。発給数は両時期に限定すると、全体で一二四通であり、五月二十六日の七六通は先述したように六一パーセントを占める。一方石高の合計をみると、五月二十六日の八二万八七七一石に対し上洛期間中は四五〇万〇二八三石であり、五月二十六日の五倍以上であり、両期の性格に大きな違いのあることがわかる。そこで、それぞれの時期の性格をもう少し詳細に比較検討することにする。まず、五月二十六日についてみれば、七六通のうち六二通が万石未満、全体の八二パーセントを占め、この日付で発給された領知朱印状の対象者の中心は万石未満の旗本層であったといえる。一方、上洛中に発給された四七通のうち六四パーセントにあたる三〇通が万石以上を対象としたものであり、この時の発給対象者が万石以上の大名であったことを指摘しうる。さらに、万石以上三九名のうち一二名が一〇万石以上であることは、当時の大名構成は高が小さくなるほど数が増すことからして、一〇万石以上の比較的大きな大名が対象であったといえる。

上洛中の万石未満についてみると、一万石未満一〇〇〇石以上は五通であるが、内二通は所司代板倉勝重に宛てられたもの、他の三通は、畿内代官である今井宗薫⁽³⁸⁾・南都奉行中坊秀政⁽³⁹⁾に宛てられたもので、いずれも畿内支配に深く関わった人々である。また小堀九郎兵衛正十⁽⁴⁰⁾も代官小堀政一の一族である。

一〇〇〇石未満の一三通の内六通は、施薬院⁽⁴¹⁾・竹田法印⁽⁴²⁾・吉田意庵⁽⁴³⁾・道三法印⁽⁴⁴⁾・竹田慶安⁽⁴⁵⁾・針屋宗春⁽⁴⁶⁾の六人の医者に、二通は宇治の茶師であり在地代官である上林掃部丞勝盛⁽⁴⁷⁾・上林又兵衛入道政信⁽⁴⁸⁾に、一通は山岡美作後家⁽⁴⁹⁾に、一通は連歌師里村昌琢⁽⁵⁰⁾に、一通は淀過書船支配の木村惣右衛門勝清⁽⁵¹⁾に宛てられたもの

で、五月二十六日発給の対象となった旗本層とは明らかに性格を異にする。

次に、元和三年の領知朱印状で安堵ないし宛行れた地域について検討することにする。表4は、領知朱印状に記された国名を万石以上、万石未満一〇〇〇石以上、一〇〇〇石未満に分けてその件数を拾ったもので、複数の国で領知を宛行われているものについてはダブルカウントしている。

対象となった国は三九か国、日本六六か国の五九パーセントを占める。名をみせる国は、関東・東海・東山・畿内・中国・四国・九州であり、東北・北陸（若狭を除く）の国々の名はみられない。少し異なる表現をすれば、対象となった国々は、関東と西国であったということが出来る。また、万石以上と未満という区分に注目すれば、関東では常陸の一人（丹羽

表4 元和3年秀忠領知朱印状の地域分布

国名	万石以上	万石未満	千石未満	合計
常陸	1 (1)	2 (2)		3 (3)
下総		7 (7)	8 (8)	15 (15)
上総		6 (6)	5 (5)	11 (11)
上野		3 (3)	1 (1)	4 (4)
武蔵		7 (6)	12 (12)	19 (18)
相模			6 (6)	6 (6)
信濃	1 (1)			1 (1)
三河		3 (1)	2 (2)	5 (3)
尾張	1 (1)			1 (1)
美濃	7 (5)	4 (4)		11 (9)
伊勢	2 (2)			2 (2)
若狭	1			1
近江	2 (1)	7 (5)	3 (2)	12 (8)
山城	1 (1)		12	13 (1)
摂津	5 (2)	7 (6)	3 (1)	15 (9)
河内	3 (1)	2 (2)		5 (3)
和泉	2 (1)			2 (1)
大和	3 (1)	5 (4)	2 (2)	10 (7)
紀伊	1			1
播磨	5			5
丹波	1	2 (2)	1 (1)	4 (3)
美作	1 (1)			1 (1)
備中	3 (1)	2 (1)		5 (2)
備後	1			1
安芸	1			1
周防	1			1
長門	1			1
淡路	1			1
阿波	1			1
伊予	1			1
土佐	1			1
筑前	1			1
豊前	1 (1)			1 (1)
豊後	5 (3)			5 (3)
肥前	4			4
壱岐	1			1
日向	4 (2)			4 (2)
大隅	1			1
薩摩	1			1
合 計	66 (25)	57 (49)	55 (40)	178 (114)

() 内、5月26日発給分

長重一万石)を除いていずれも旗本であり、関東に領知を持った譜代大名は一人もみられない。

また、常陸・下総・上総・上野・武蔵・信濃・三河・尾張については、すべて五月二十六日付の領知朱印状が対象とした国であり、万石以上では信濃・三河・尾張・伊勢などの小大名が対象者であり、全体としては関東周辺の旗本層を中心に発給された様子を窺うことができる。このほか五月二十六日付の大名宛のものの対象国は、美作・備中・豊前・豊後・日向に限られそれほど広がりを見せない。さらに備中を除いて、美作の森、豊前の細川、豊後の稲葉、木下、来島、日向の伊東、いずれも外様大名である。

一方、若狭・紀伊・播磨・備後・安芸・周防・長門・淡路・阿波・伊予・土佐・筑前・肥前・沓岐・大隅・薩摩はすべて上洛中の日付で発給されたもので、播磨を除けばすべて外様大名であり、主たる対象者が西国外様大名であったことが窺える。

次に、この二つの時期に万石以上に対して発給された領知朱印状を外様と譜代という観点からみておこう。まず、一〇万石以上についてみると一四人中、島津家久(薩摩・大隅・日向)・黒田長政(筑前)・福島正則(安芸・備後)・浅野長晟(紀伊)・毛利秀就(長門・周防)・鍋島勝茂(肥前)・細川忠興(豊前・豊後)・蜂須賀至鎮(阿波・淡路)・山内忠義(土佐)・加藤嘉明(伊予)・森忠政(美作)の十一人が外様大名、本多忠政・忠刻(播磨)・松平忠明(摂津・河内)・小笠原忠真(播磨)の三人が譜代大名で、いずれも西国に領知を持つものに限られ、東国大大名や一門大名はみられない。

万石以上一〇万石未満については、三〇人中二〇人は外様大名、一〇人が譜代大名であり、常陸で一万石を領する丹羽長重⁽⁵²⁾以外はすべて駿河以西の大名であり、万石以上一〇万石未満についても駿河以西の大名がこの年に発給された領知朱印状の対象者であったことがわかる。

この点を寛永二年になされた大御所秀忠による領知朱印状の発給状況と比較すると、寛永二年は発給数が四四五通と圧倒

的に多く、万石以上の四〇通、内譜代大名宛が三二通を占め、外様大名はみえず、地域的な広がりも限られており、⁽⁵³⁾それと比較すれば元和三年の朱印改めが旗本をも対象としたものの、その重点は駿河以西の大名にあったことが明確となる。

四 領知朱印状の様式

ここでは、元和三年の二つの時期に出された領知朱印状の様式を検討することにする。まず料紙の使い方から検討する。この年の領知朱印状の料紙の使い方には、⁽⁵⁴⁾ 縦紙と折紙の二つがあり、領知高によつて基本的には区別されている。原本ないし影写本で縦紙を使用している最小高のものは、元和三年九月十一日付一万石の池田越前守重利宛のものであり、それ以上は例外なく縦紙を使用している。折紙を使用している最大高のものは元和三年五月二十六日付二〇〇〇石の内藤掃部助忠成宛のものである。⁽⁵⁵⁾ ここからだけではその境目は明らかでないが、「古文書」など写のうちでその形を比較的忠実に写しとっているものとみると、元和三年五月二十六日付七〇〇〇石の日根野左京高継宛のものが最も大きく、⁽⁵⁶⁾ その境目は一万石にあつたとみてよいであろう。⁽⁵⁷⁾

料紙の使い方と深く関わる年号の書様についてここでみておこう。書き下げ年号を用いている最小のものが一万石の池田重利宛のものであり、付年号を用いる最大が七〇〇〇石の日根野高継宛のものであることから、一万石にその境目のあることが分かり、料紙の使い方における縦紙・折紙の区別ともほぼ対応している。

次に判物と朱印状の区別についてみると、名乗＋花押の例はなく、花押だけを据えたものの最小は原本では一九万一六一

五石を伊予で与えられた加藤左馬助嘉明宛の⁽⁵⁸⁾ものであり、それ以上の領知高のものはすべて判物である。一方、朱印が据えられたものの最大は原本では六万石を大和で宛行われた水野日向守勝成宛の⁽⁵⁹⁾もので、それ以下の領知高のものはすべて朱印状である。花押の下限が一九万石余り、朱印の上限が六万石であり、両者の境をどの石高に求めるかは、かなり難しいが、ひとまず寛永二年以降の例から推測して一〇万石に置いておきたい。⁽⁶⁰⁾

書止文言については、文言を確認できるものが一二四通中一〇二通である。それらを、「宛行」と「扶助」、「領知」と「知行」、「状如件」と「者也」等の用語に注目して検討しよう。

領知朱印状において「宛行」と「扶助」とはどちらか一方が使用されるという点で対応するものであるが、「宛行」の文言があるのは三二通、最小は五〇〇石の松平志摩守重成宛⁽⁶¹⁾、最大は五〇万二四一六石の黒田筑前守長政宛であり、六万石の水野勝成・松平薩摩守（島津家久）宛を除く一万五〇〇〇石以上の二三名はすべて「宛行」である。「扶助」の文言のあるのは五〇通、最小は一〇〇石の江原孫兵衛尉金全宛⁽⁶²⁾、最大は一二〇〇〇石の土方丹後守雄氏宛⁽⁶³⁾である。「宛行」でもなく「扶助」でもないものは、「如前々」あるいは「任先判」の文言を持っているものである。

一万五〇〇〇石以上のなかで「宛行」の文言をもたない島津家久宛⁽⁶⁴⁾と水野勝成宛の二通のうち前者についてみれば、他の西国大大名への宛行状にはいずれも「宛行」の文言があるのに対し島津家久宛のものには「宛行」の文字はみえず、また「任先判」等の文言もみられない。この時領知朱印状を発給されたもののなかで最も高が大きいことが「宛行」の文言のない理由といえなくもないが、それほど説得的ではない。また、官位についてみると島津家久はこの時点で正四位下参議中將であり、高い官位にあるが、家久より従三位参議と位階の高い細川忠興宛の判物には「宛行」⁽⁶⁵⁾の文言がみられる。とすれば、官位以外の要因を考えざるをえない。この時、領知朱印状を発給された西国大大名、黒田長政・福島正則・浅野長晟・細川忠興・蜂須賀至鎮・加藤嘉明・森忠政・毛利秀就・鍋島勝重・山内忠義のいずれをみても関ヶ原の戦い後に元和三年時

点の領知を得たものたちであり、島津家久のみは、関ヶ原の戦いに西軍に属したにもかかわらず旧領を保持した大名である。この点が、「宛行」の文言の有無を生んだのではないかと考えられ、⁽⁶⁶⁾この時期における徳川氏と島津氏とのなお残る緊張関係の表現とみることもできよう。

水野勝成宛のものは、先に触れたように、この年に発給された通常の形式ではなく、冒頭に「知行方目録」とある特異な形式のもので、「宛行」の文言の替わりに「任先判之旨」をもつものである。なお、これに先行する元和元年七月二十一日付水野勝成宛徳川家康領知黒印状⁽⁶⁷⁾には「宛行」の文言がある。

ここで領知宛行状における朝廷官位について触れておく。寛永十一（一六三四）年の家光による朱印改め以降の領知朱印状の宛名は侍従以上については、官途名ではなく「薩摩中納言（島津家久）」「越前宰相（松平忠昌）」「肥後少将（細川忠利）」「土佐侍従（山内忠義）」といったごとく地名＋官職名をもって宛名としている。⁽⁶⁸⁾それに対し、元和三年の領知朱印状では、後掲「秀忠親政期の領知朱印状一覧」に示したごとく、安芸広島島の福島正則が「安芸宰相」、豊前小倉の細川忠興が「豊前宰相」、美作津山の森忠政が「美作侍従」、豊後臼杵の稲葉通吉が「臼杵侍従」とあるのに対し、参議の島津家久は「松平薩摩守」、また侍従の毛利秀就は「松平長門守」、同じく侍従の蜂須賀至鎮は「蜂須賀阿波守」であるなど官職名ではなく、姓＋官途名を用いている。すなわち、元和三年段階では、宛名における官職名使用の原則が確立しておらず、この時期における徳川政権内での位階官職に対する関心の薄さを示す一事例である。

次に対応する「領知」と「知行」についてみると、「領知」の文言があるもの三七通、最小は五〇〇石の松平重成宛、最大は六〇万五六〇七石の島津家久宛であり、一万五〇〇〇石以上の二四名はすべて「領知」が使用されている。万石未満で「領知」の文言を使用されているものは一通みられるが、そこに特別の事情をいまのところ見いだすことはできない。「知行」の文言があるもの六三通、最小は五〇石の山岡美作後家宛、最大は一二〇〇〇石の土方雄氏宛である。

「状如件」と「者也」については、大きく分けると「状如件」（「仍如件」を含む）、「者也仍如件」、「者也」の三通りに分けられる。「状如件」のものは二九通、最小は一一〇〇石の松平筑後守康盛宛⁽⁶⁹⁾、最大は六〇万五六〇七石の島津家久である。「者也仍如件」の文言をもつものは六通、最小は四八三石の施薬院宛、最大は二万石の菅沼織部正定芳宛⁽⁷⁰⁾である。「者也」の文言をもつものは六七通、最小は五〇石の山岡美作後家宛、最大は一二〇〇〇石の土方雄氏宛である。

この他に「可有全」「可令全」「可全」「可令」の使い分けがみられるが、前二者が上位の大名、後の二者が下位のものに適用されているが、それぞれの間での区別は明確ではない。

以上みてきたことからすれば、「扶持」より「宛行」が、「知行」より「領知」が、「者也」より「状如件」が厚札であり、結果として「宛行」「領知」「仍如件」の組み合わせが最も厚札であり、「扶助」「知行」「者也」の組み合わせが最も薄札となる。しかし、その境目はかなり流動的な要素がみられ、文言の面からは、大まかな札の厚薄はみられるものの、寛文四（一六六四）年以降にみられるような、石高・官位を基準とした明確な書札札はなお確定していない⁽⁷¹⁾。

殿様書については、大半が「とのへ」であるが、より厚札の「殿」の行書体のものが加藤嘉明・浅野光晟⁽⁷²⁾・黒田長政宛などにみられるが、同クラスの山内忠義宛は「とのへ」であり、反対に五〇〇〇石の稲生次郎左衛門正信宛などに「殿」の行書体に近いものがみられるなど、完成された書札札とはなっていない。

以上述べてきたことからすれば、料紙の使い方での万石以上と未満とのあいだの差異は明確であるが、文末文言・殿様書等を見るかぎり、書札札はなお確定していないといえる。さらに、数は少ないものの、水野勝成・稲葉道吉・板倉勝重宛等の領知朱印状のように「領知方目録」「領知目録」の形式で出されたものがあることも、書札札の未確立を示すものといえよう。

五 領知朱印状の発給と交付

この元和三年の領知朱印状発給に関する史料は、領知朱印状を除くとそれほど多くはない。この発給に関する最初のもは、『本光国師日記』元和三年五月十七日条の次の記事である。

一五月十七日、伊丹喜之介(康勝)を捻来、知行方御朱印被遣候吉日書付上可申由、上意之由也、案左二有、

知行方

御朱印被下候

吉日

一五月廿一日 乙酉 壁宿 土曜 平

一同 廿六日 庚寅 畢宿 木曜 成

右

如此引合壺重二書付、喜之助(マ)返事二相添、松首座二持せ遣也、

すなわち、元和三年五月十七日に勘定頭伊丹康勝から書状が到来し、「上意」すなわち秀忠の意志として「知行方御朱印」を遣わす吉日選びが崇伝に命じられ、崇伝は五月二十一日と二十六日の両日を選び、伊丹康勝に返事をしている。このうち五月二十六日が選ばれ、それに基づいて五月二十六日付の領知朱印状が出されたと考えられる。

もう一つの史料は、次の元和三年七月五日付の安藤重信宛黒田長政書上である。⁽⁷⁴⁾

(端裏書)

「元和三年七月五日ニ於江戸安藤対馬殿江被成御当、御上ケ候御目錄之控」

筑前国知行高覚

一田畠高三拾万八千四百六拾壹石六斗四升八合貳勺内

(小早川秀秋)

中納言殿拝領之高、

(広高)

但怡土郡半分ハ寺沢志摩守拝領仕分除之、

高四千貳百石 寺社領

残而三拾万四千貳百六拾壹石六斗四升八合貳勺

以上

(直次)

右之通先年於駿府安藤帶刀殿へ書付上ケ申候、以上、

元和三年

七月五日

(長政)
黒田筑前守

(重信)
安藤対馬守殿

黒田長政への領知判物は、先にあげたように元和三年九月五日付であり、この黒田長政書上は、その前提となる黒田氏の領知高が安藤重信宛に七月五日付で提出されたものである。この史料からこのときの領知朱印状発給の担当者の一人は安藤重信であったこと、大名はみずからの領知高を幕府に江戸で書き上げたことがわかる。特に後者の点は、秀忠がすでに上洛のために江戸を発ったあとであり、九月の領知朱印状発給の作業が京都ではなく江戸でなされていたことを窺わせる。

なお、誤りであるが、『大日本史料』は、この時の幕府から領知朱印改めに際しての領知高の差しだしを命じたのとし

て、元和三年九月条に『薩藩旧記増補』から次ぎの史料を引いている。⁽⁷⁵⁾

態申入候、仍先年御拝領被成候御領分之御朱印、可被遣之旨被仰出候間、此以前後奉行衆之書出并御領分江府之帳を御添て、慥成仁ニ早々御越可被成候、若奉行衆書出無之候ハ、其許御檢地之帳面ニ而、高辻又郡付をも懇ニ御書付□御越可被成候、恐々謹言、

朱力キ

元和三年

本田^(多)上野^(介)守

二月十四日

安藤^(マ)帯刀^(マ)長

島津^(家久)陸奥守殿

右に引いた『薩藩旧記増補』のものは写であり、差出人の部分を含め不正確である。宛先は異なるが、この奉書と同一内容で毛利氏に宛てた年寄連署奉書の原本が「毛利家文書」に残されている。以下がその本文である。⁽⁷⁶⁾

以上

態申入候、仍先年御拝領被成候御領分之御朱印可被進之旨被仰出候間、此以前從奉行衆之書出并御領分鄉村之帳を御添候て、慥成仁ニ早々御越可被成候、若奉行衆書出無之候ハ、其許御檢地之帳面ニ而高辻御書付候て御越可被成候、恐々謹言、

安藤帯刀

二月十四日

直次^(花押)

本多上野介

正純^(花押)

(毛利秀就)
松平長門守殿

この奉書を田中誠二氏は「萩藩朱印高考」⁽⁷⁷⁾のなかで、『大日本史料』同様、元和三年のものと扱っている。しかし、連署者の一人安藤直次は、この時点では徳川頼宣の付家老であり、幕政には参与していない。論証の詳細は省くが、安藤直次と本多正純が朱印改めにともなう領知高の書き上げに関わっていたのは慶長十八年のことであり、⁽⁷⁸⁾この年寄連署奉書は、元和三年のものではなく、慶長十八年のものである。

武家への領知朱印状の交付については、いまのところほとんどわかっていない。わずかに知られる豊前小倉細川氏の例についてみておこう。元和三年十月二十八日付で細川忠利に宛てられた細川忠興書状に、⁽⁷⁹⁾

一従 公方様(徳川秀忠)継目之御書出請取申候、是者何と御礼申事候哉、曾又左談合候て大炊殿へも被申、早々様子可承候、此儀

また二態人を可進処、慥成便宜ニて候間令申候、急成御礼ニ候者、其御地ニ在之普請之者之内達者なるもの兩人いそ
き可被上候、此儀便宜ニ申遣たるとある儀、大炊殿へハ被申間敷候、其方被存寄被尋候様ニ可有才覚候事、

当主の細川忠興は九月に京都を発ち、この書状を認めたときには国許豊前小倉にいる。一方、忠利は九月に京都を発ち、十月六日に江戸に着き、翌年十月に暇の出るまで在府である。⁽⁸⁰⁾この点を前提に上記の手紙を読むと、徳川秀忠から「継目之御書出」すなわち領知朱印状を受け取ったこと、それにともなう將軍への礼を曾我尚祐と土井利勝とに相談することなどを指示している。すなわち、忠興宛の領知判物は、江戸で十月六日以降に嫡男の忠利が受け取ったことになる。ところで忠興宛の領知判物の日付は元和三年五月二十六日であり、十月初旬に受け取ったとするならば、領知判物に記された日時と実際に渡された日時には大きな差があり、他の大名についても、細川氏と同様であるとすれば、秀忠が京から江戸に戻った十月以降に渡された可能性はきわめて高くなる。もし、そうであれば、従来、一部の西国大名は五月二十六日、多くの西国大名は上洛中に領知朱印状が発給されたと考えてきた従来の考えは変更を迫られることになり、十月に一斉に渡されたとするな

らば、秀忠が、軍事指揮権の掌握を具体的に示す上洛を成し遂げたうえで、領知朱印状の発給が可能となったことになる。とすれば、この時期の西国大名宛の領知朱印状発給は、軍事指揮権の掌握を前提にして初めて可能となったことになり、この年の領知朱印状発給の大きな特徴となる。

なお、細川氏の将軍への礼については、元和四年一月九日付の細川忠利宛細川忠興書状⁽⁸¹⁾に、

一若君様西丸へ御徒移之御祝儀之事、^(徳川家光)繼目之御朱印之御礼之事被申越趣、得其意候事、

とある。忠興が小倉、忠利が在江戸、「若君様」家光が西丸に移徙したのが元和三年十一月二十一日であつたことを踏まえ⁽⁸²⁾ると、「繼目之御朱印之御礼」は、十一月末か十二月はじめになされたと推測される。

武家については、以上述べたようになお明らかでないことが多い。そこで、寺社および公家への朱印改めについて簡単に触れることにする。

『本光国師日記』元和三年七月十二日条に「伊賀殿^(板倉勝重)方御続目之御朱印出申由、触折紙来候二付而、御判・御朱印之案九

通、一紙目録にて伊賀殿へ渡候案文也」とあり、所司代板倉勝重より「御続目之御朱印」が出されるとの触があり、それに

対し崇伝は、南禅寺を初めとする関係寺院の「御判・御朱印」九通の目録を板倉勝重に提出した。そして十九日条には「曾

我又左衛門と御続目之御判令双談、右之三通壺通ニし候て、引合ニ書候て渡ス、案左ニ有之」とあるように、朱印発給に携^(尚祐)

わつた曾我尚祐と相談し、八月二十六日には長福寺以下五か寺の朱印が出来たので曾我から以前の朱印の返却をうけ、二十

九日伏見城において曾我と賀古豊前と対談のうえ、長福寺以下の「当代御朱印」を受け取っている。さらに、南禅寺と金地

院については九月一日に「御続目之御判」を受け取り、「筆功銭」を曾我尚祐宛に「右筆衆へ為祝儀」て支払っている。⁽⁸³⁾な

お、長福寺宛の領知朱印状の日付は元和三年七月二十一日である。⁽⁸⁴⁾

また、『義演准后日記』元和三年七月十一日条に「板倉伊賀守ヨリ知行続目御判可被成間、元黒印早々可持参由触状来了」⁽⁸⁵⁾

とあるように、崇伝の場合同様、板倉勝重から「知行統目御判」についての触が出ている。十二日条には「先年將軍御判拝領、仍不及統目御判云々」とあり、十五日条には「夜前伝奏広橋大納言ヨリ触状云、今度統目御判二付、青表紙惣御朱印、先年相国御判、禁中へ進上、今度可被成御判云々、就其当門跡領并諸院家指出早々可触由申来了」と、醍醐寺および諸院家からの指出が求められている。

公家衆については、『泰重卿記』元和三年九月十七日条に、

從^(兼勝)広橋、各領地之朱印出申候間、頂戴ニ自身罷出候而可然之由被触候、則參候、板倉下人渡邊八右衛門と申者、広橋亭^(勝重)
上致伺公候、家公朱印請取被申候、請取被申候由連紙二雜掌判自身被仕候、予知行分ニハ朱印不罷出候、数多御失^(土御門泰重)
念之衆御座候、平松、西坊城、樋口、予、鷲尾、広橋弁此外多之由承候、^(隆量)
^(時興)
^(遂良)
^(信孝)

とあることから、伝奏広橋兼勝から領知朱印状出来と受給者自身の出頭が触れられ、板倉勝重の下人渡邊八右衛門が広橋亭に届けた朱印を受け取り、他の公家たちと同様に連判でその受け取りを認めたことがわかる。他方、泰重自身にも、また平松・西坊城・樋口・鷲尾・広橋弁等にも領知朱印状が出なかったことを記している。なお、土御門久脩宛の領知朱印状の日付は元和三年九月七日である。⁽⁸⁷⁾

おわりに

以上、秀忠親政期における武家宛の領知朱印状発給状況とその特徴とを検討してきた。以下、そこで明らかとなった点を

小括しておくことにする。

秀忠親政時代の秀忠が武家を対象に発給した領知朱印状は、元和三年に集中的にみられること、さらに元和三年のうちでも大きく二つの山があり、その一つは五月二十六日、他の一つは秀忠上洛中であること、この点が時期的な特徴であり、この集中的発給はのちの朱印改めの原初的形態と位置づけうる。

発給対象者を全体としてみたとき、万石以上四四人、万石未満八〇人であり、まず寛永十一（一六三四）年以降の領知朱印改めが万石未満を対象としなかった点と比較すると、元和三年の領知朱印状発給の大きな特徴といえる。また万石以上を大名とすれば当時の大名の約二五パーセントが対象となったに過ぎず、全大名（御三家を除く）を対象とする寛文四年以降の朱印改めの水準には到達していない。

二つの時期のうち五月二十六日の宛行高合計は八二万八七七一石、上洛期間は四五〇万〇二八三石であり、重点は後者にあったといえる。また五月二十六日の発給数は万石未満が全体の八二パーセントを占めたことからこの時の対象者の中心が万石未満の旗本層に、一方、上洛中の六四パーセントが万石以上であったことからこの時の対象者の中心が万石以上の大名にあったことを指摘しうる。さらに上洛中の万石未満は、所司代板倉勝重、畿内代官、南都奉行、医者、茶師等であり、旗本といっても、五月二十六日に発給の対象となった旗本層とは明らかに性格を異にしている。

この時の領知朱印状が対象とした国は三九か国、日本六六か国の五九パーセントを占める。名をみせる国は、関東・東海・東山・畿内・中国・四国・九州であり、東北・北陸（若狭を除く）の国々の名はみられない。また、万石以上と未満という区分に注目すれば、関東では常陸の一人（丹羽長重一万石）を除いていずれも旗本であり、関東に領知を持った譜代大名は一人もみられない。さらに常陸・下総・上総・上野・武蔵・信濃・三河・尾張については、すべて五月二十六日付の領知朱印状が対象とした国であり、万石以上では信濃・三河・尾張・伊勢などの小大名が対象者である。このほか五月二十六

日付の大名宛のものの対象国は、美作・備中・豊前・豊後・日向に限られそれほど広がりを見せない。さらに備中を除いて、美作の森、豊前の細川、豊後の稲葉、木下、来島、日向の伊東、いずれも外様大名である。

一方、若狭・紀伊・播磨・備後・安芸・周防・長門・淡路・阿波・伊予・土佐・筑前・肥前・壱岐・大隅・薩摩はすべて上洛中の日付で発給されたもので、播磨を除けばすべて外様大名であり、主たる対象者が西国外様大名であったことが窺える。

外様と譜代という観点からすれば、一〇万石以上一四人中一人が外様大名、三人が譜代大名で、いずれも西国に領知を持つものに限られ、東国大大名や一門大名はみられない。万石以上一〇万石未満三〇人中二〇人は外様大名、一〇人が譜代大名であり、常陸で一萬石を領する丹羽長重以外はすべて駿河以西の大名であり、万石以上一〇万石未満についても駿河以西の大名が対象者であった。

こうした点を寛永二年になされた大御所秀忠による領知朱印状の発給状況⁽⁸⁸⁾と比較すると、寛永二年は発給数が四四五通と圧倒的に多く、万石以上の四〇通、内譜代大名宛が三三通を占め、外様大大名はみえず、地域的な広がりも限られているのに対し、元和三年の朱印改めが旗本をも対象としたものの、その重点は駿河以西の大名にあったことがいっそう明確な特徴となる。こうした特徴は、家康大御所時代に駿河より西の軍事指揮権が秀忠ではなく家康に掌握されていたことの反映であり、元和三年の駿河以西の大名への領知朱印状発給は、秀忠政権のもとへこの地域の大名の統合を確認する役割を果たしたものだといえる。

領知朱印状の様式については、料紙の使い方は、堅紙と折紙の二つがあり、堅紙は万石以上、折紙は万石未満とみてよく、料紙の使い方と深く関わる年号の書様も万石以上は書き下げ年号、未満は付年号を用いている。判物と朱印状の区別については、一九万石以上では花押、六万石以下が朱印であることを確認しえたが、その境目は明確にはしえなかった。書止文言

については、「扶持」と「宛行」、「知行」と「領知」、「者也」・「者也仍如件」・「状如件」が対応し、いずれも後者が厚礼であること、しかしその境目はかなり流動的であり、寛文四（一六六四）年以降にみられるような石高・官位を基準とした明確な書札礼はなお確定していない。この点については、殿様書についても同様である。

領知朱印状の発給日のうち五月二十六日は崇伝が日選びをしたこと、大名への領知朱印状発給の担当者については、従来、『大日本史料』を含めて本多正純・安藤直次としてきたがそれは誤りであり、少なくともその一人が安藤重信であったこと、大名達の領知書上げは九月発給の日時をもつものも江戸でなされたこと、領知朱印状が渡されたのは、小倉細川氏については領知判物の日付五月二十六日ではなく、秀忠が上洛を終え、江戸に還御したのちであったこと、この事実から諸大名への領知朱印状の発給は十月に一斉になされた可能性のあることを指摘した。

以上の諸点を明らかにしたが、元和三年の領知朱印状の武家宛の発給手続きをより詳細に解明することが、公家や寺社への発給状況の分析とともに、課題として残った。

注

- (1) 『史料館研究紀要』一三、一九八一年、『日本古文書学論集』一一（吉川弘文館、一九八七年）に再録。この他、『領知判物・朱印状』再論（『東洋大学文学部紀要』五三集史学科篇二五号、一九九九年）がある。

- (2) 『日本歴史』六三二号、二〇〇一年。

- (3) 『古文書研究』五九号、二〇〇四年。このほか拙稿「寛永一一年の領知朱印改と「寛永御朱印」」（『人文学報』七四、一九九四年）を参照されたい。

- (4) 古文書学の立場から領知朱印状を扱ったものに上島有「近世の領知判物・朱印状と公帖」（『撰大学術』B八号、一九九〇年）が、個別事例を扱ったものに、石井良助「大名の御代替朱印改めについて―棚倉藩の場合―」（牧健二博士米寿記念『日本法制史論集』思文閣出版、一九八〇年）、千葉大一「江戸時代初期における領知朱印改めと大名」（大野瑞男『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年）、藤實久美子「江戸時代中後期の『判物・朱印改め』について」（『学習院大学史料館紀要』一二号、二〇〇三年）などがある。

- (5) 本稿では、花押の据えられた領知判物も領知朱印状と一括して述べる場合には、領知朱印状と呼ぶことにする。これは、元和三年五月

二十六日付で領知判物を与えられた豊前小倉細川忠興が、翌年なされた拝領のお礼について、領知安堵状が領知判物であったにもかかわらず「継目之御朱印之御札」と述べていること（元和四年一月九日付細川忠利宛細川忠興書状『大日本近世史料細川家史料』一一一四八号）や、後年の継目の改めが、判物も含め「朱印改め」と呼ばれていたことから、判物であっても「朱印」の一部と了解されていたと思われることによる。

(6) 吉川弘文館。

(7) 同書三二二頁～三二三頁。岩波書店。

(8) のち『日本近世国家史の研究』（岩波書店、一九九〇年）に再録。なお、高木氏は、慶長十八年の石高指出を命じたのは秀忠とするが、そのことを大名に指示した年寄奉書（後掲史料）の加判者が駿府年寄の本多正純と安藤直次であったことから、秀忠ではなく家康である。

(9) のち『將軍権力の創出』（岩波書店 一九九四年）に再録。

(10) 『日本の歴史⑫ 江戸開幕』集英社、一九九二年。

(11) この年の公家・寺社宛の領知朱印状については、拙稿、『平成十年度～平成十二年度科学研究費補助金研究成果報告書徳川秀忠・徳川家光関係文書の基礎的研究』（二〇〇〇年）所収の表を参照されたい。

(12) 国立史料館編『寛文朱印留』上（東京大学出版会、一九八〇年）。

(13) 秀忠大御所時代の領知宛行状については、前掲拙稿「徳川秀忠大御所時代の領知宛行状」（注3）を参照されたい。なお、残存数については前稿では四五〇通としたが、増加分はその後の調査の結果である。

(14) 国立史料館編『寛文朱印留』下（東京大学出版会、一九八〇年）。

(15) 福岡市立博物館蔵。『黒田家文書』第二巻、福岡市立博物館、二〇

〇二年。

(16) 『黒田家譜』一（川添昭二・福岡古文書を読む会校訂、文献出版、一九八三年）。なお、この本の校訂者は、この元和二年の「二」の部分に（三カ）の傍注を付している。

(17) 内閣文庫一五一～二〇六。本書は、天保十（一八三九）年におこなわれた一二代家慶の朱印改めの際に作成されたものと推定される。

(18) 「古文書」十（内閣文庫一五九～三九三）。「古文書」は、幕府の命で大名・旗本の諸家が主として家康・秀忠等から拝領した判物・朱印状等を中心に書上げたものである。

(19) 『寛政重修諸家譜』四～三一六頁。なお、『寛永諸家系図伝』には記事はない。

(20) 「古文書」六（内閣文庫一五九～三九三）。

(21) 『寛政重修諸家譜』一九～六四頁。

(22) 「板倉家系譜外伝」二（備中松山板倉家文書、国立史料館写真帳）。

(23) 「稲葉家譜」（東京大学史料編纂所写本）。

(24) 「水野家文書」（茨城歴史館所蔵）。

(25) 「古文書」一〇（内閣文庫一五九～三九三）。

(26) 『寛政重修諸家譜』一四～一七九頁。

(27) 「貞心寺文書」（『長野県史』七―一、一九八一年）。

(28) 『寛政重修諸家譜』九～一七頁。

(29) 「水野家文書」（国立史料館蔵）。

(30) 元和三年九月五日付山内忠義宛領知判物（土佐山内家宝物資料館所蔵）。

(31) 『寛政重修諸家譜』六～九二頁。

(32) 国立国会図書館内閣文庫編『譜牒余録』巻四、一九七三年。

(33) 内閣文庫蔵。『大日本史料』一二編二八巻六七頁。

- (34) 『寛政重修諸家譜』二二二八頁。
- (35) 『東武実録』(内閣文庫特三三—七、史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊』、汲古書院、一九八一年)。
- (36) 拙稿「徳川秀忠の居所と行動」(『近世前期政治的主要人物の居所と行動』京都大学人文科学研究所、一九九四年)。
- (37) 早稲田大学図書館『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』下巻、吉川弘文館、一九八〇年。
- (38) 元和三年八月二十八日付今井宗薫宛領知朱印状(『今井文書』、東京大学史料編纂所影写本)、『寛政重修諸家譜』四—一九一頁。
- (39) 元和三年九月十一日付中坊秀政宛領知朱印状(『古文書』五)、『寛政重修諸家譜』一六—二〇三頁。
- (40) 元和三年九月七日付小堀正十宛領知朱印状(『古文書』九)、『寛政重修諸家譜』一六—一六頁。
- (41) 元和三年八月二十四日付施薬院宛領知朱印状(東京国立博物館所蔵)、『寛政重修諸家譜』一八—一七八頁。
- (42) 元和三年八月二十四日付竹田法印宛領知朱印状(東京国立博物館蔵)、『寛政重修諸家譜』二二—一六九頁。
- (43) 元和三年八月二十四日付意安宛領知朱印状(『古文書』四)。
- (44) 元和三年八月二十八日付道三法印宛領知朱印状(『古文書』一)、『寛政重修諸家譜』一〇—八頁。
- (45) 元和三年八月二十八日付竹田慶安宛領知朱印状(『南紀徳川史』所収)。
- (46) 元和三年九月三日付針屋宗春宛領知朱印状(『譜牒余録』中一四三頁)。
- (47) 元和三年八月二十八日付上林勝盛宛領知朱印状(『上林文書』、京都大学総合博物館蔵)、『寛政重修諸家譜』一九—一三八頁。
- (48) 元和三年八月十六日付上林政信宛領知朱印状(『家伝史料』『大日本史料』一二編二八所収)、『寛政重修諸家譜』一九—一四〇頁。
- (49) 元和三年八月十六日付山岡美作後家宛領知朱印状(『古文書』二)、『寛政重修諸家譜』一七—三四頁。
- (50) 『寛政重修諸家譜』一八—三〇三頁。
- (51) 元和三年八月二十八日付木村勝清宛領知朱印状(『古文書』一一)、『寛政重修諸家譜』七—二九五頁。
- (52) 元和三年五月二十六日付丹羽長重宛領知朱印状(『領知目録書拔』三、内閣文庫蔵)、『寛政重修諸家譜』一一—三三〇頁。なお、『領知目録書拔』は年月日・地域・高を記すのみで、宛行文言を記さないが、『諸法度』三(内閣文庫一七九—一九四)に年月日を欠くが、この折のものと思われる領知朱印状の文面があるのであげておく。
- 常陸国河内郡東条庄内廿七ヶ村、都合老万石^{別録在}事、宛行訖、全領知候状如件、
- 丹羽五郎左衛門とのへ
- (53) 拙稿「徳川秀忠大御所時代の領知宛行状」(注3)参照。
- (54) 「岩坂義郎所蔵文書」(『尼崎市史』五所収)。
- (55) 「内藤家所蔵文書」(長浜市史編さん室写真帳)。
- (56) 「古文書」一三(内閣文庫蔵)。
- (57) ただし、先にあげた元和三年八月二十六日付で板倉勝重に同時に与えられた九八六五石と六六〇六石の二通は冒頭に「知行方目録」とあり、堅紙を使用しているようである。
- (58) 元和三年九月五日付加藤嘉明宛領知判物(「水口加藤家文書」、東京大学史料編纂所影写本)。
- (59) 元和三年九月十一日付水野勝成宛て領知朱印状(「水野家文書」、茨城歴史館所蔵)。

- (60) 注3参照。
- (61) 元和三年五月二十六日付松平重成宛領知朱印状〔「諸法度」三、内閣文庫一七九—一九四〕。
- (62) 元和三年五月二十六日付江原金全宛領知朱印状〔「古文書」九〕、『寛政重修諸家譜』一五—二二九頁。
- (63) 元和三年五月二十六日付土方雄氏宛領知朱印状〔「土方家譜」『大日本史料』一二編二七所収〕、『寛政重修諸家譜』五—三百五十九頁。
- (64) 元和三年九月五日付島津家久宛領知判物〔「薩藩旧記増補」四、『大日本史料』一二編二八〕。
- (65) 元和三年五月二十六日付細川忠興宛領知判物（永青文庫蔵）。
- (66) 島津氏宛の領知判物に「宛行」の文言が入るようになるのは、寛永十一年の家光よる朱印改めの折ではなく、寛文四年の家綱による朱印改め以降のことである。
- (67) 水野家文書（茨城歴史館蔵）。
- (68) 注2論文参照。
- (69) 元和三年五月二十六日付松平康盛宛領知朱印状〔「古文書」九〕、『寛政重修諸家譜』一一—二六頁。
- (70) 元和三年五月二十六日付菅沼定芳宛領知朱印状〔「菅沼文書」、東京大学史料編纂所写真帳〕。
- (71) 大野瑞男前掲論文（注1）参照。
- (72) 元和三年九月五日付浅野光晟宛領知判物〔「済美録」、広島県立図書館マイクロフィルム〕。
- (73) 元和三年五月二十六日付稻生正信宛領知朱印状〔「稻生文書」、東京大学史料編纂所写真帳〕、『寛政重修諸家譜』一六—三九〇頁。
- (74) 『黒田家文書』第二巻、三二二号。ただし、黒田家の領知高はこの書上の高ではなく、最終的には五〇万二四一六石となる。
- (75) 『大日本史料』一二編二八。
- (76) 毛利報公会所蔵毛利家文書。
- (77) 『山口県史研究』一号、一九九九年。
- (78) 『大日本史料』一二編一三、是歳条。
- (79) 『大日本近世史料細川家史料』一一—一四二号。
- (80) 『細川家史料』の注記参照。
- (81) 『細川家史料』一一—一四八号。
- (82) 拙稿「徳川家光の居所と行動」（前掲『近世前期政治的主要人物の居所と行動』）。
- (83) このほか『本光国師日記』同年八月十五日条に「中坊・小野（秀政）より片岡達磨寺へ触れ」として、次のような触が書止められている。
急度申入候、只今御朱印之改候間、早々持参尤二候、余遅々候間、為其態申越候、恐々謹言
八月十五日 中坊左近印 小野宗左衛門印
かたおか 達磨寺
- (84) 「長福寺重書抄」。
- (85) 『大日本史料』一二編二七。
- (86) 『史料纂集泰重卿記』一、統群書類従完成会。
- (87) 「徳川家判物并朱黒印」（史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊』、汲古書院、一九八八年）。
- (88) 拙稿「徳川秀忠大御所時代の領知宛行状」（『日本歴史』六三二号、二〇〇一年）。

秀忠親政期の領知朱印状一覧

	家名	年	月	日	原	宛名	高	地域	書止文言	出典
1	赤井(旗本)	元和2	5	26	写	赤井豊後守	2000	大和	令扶助之訖可全知行者也	古文書10
2	佐久間(長沼)	元和2	12	6	写	佐久間大膳	18000	信濃・近江・常陸	新規宛行畢全可領知者也仍如件	貞心寺文書
3	松平(旗本)	元和3	5	26	寛	松平甚三郎	0	三河	—	寛政譜1-232
4	江原(旗本)	元和3	5	26	写	江原孫兵衛尉	100	武蔵	令扶助之訖可全知行者也	古文書9
5	山田(旗本)	元和3	5	26	写	山田三太郎	150	武蔵	令扶助之訖可全知行者也	古文書2
6	牛奥(旗本)	元和3	5	26	写	牛奥太郎右衛門	200	下総・武蔵	令扶助訖可全知行者也	古文書6
7	加藤(旗本)	元和3	5	26	写	加藤市六	200	上総	令扶助了全可知行者也	古文書10
8	中川(旗本)	元和3	5	26	写	中川市介	200	武蔵	令扶助之訖可全知行者也	古文書5
9	布施(旗本)	元和3	5	26	写	布施孫兵衛	200	相模	令扶助畢全可知行者也	諸法度
10	山角(旗本)	元和3	5	26	写	山角文右衛門	200	相模	令扶持之訖可令知行者也	檀林誌
11	今村(旗本)	元和3	5	26	写	今村次郎四郎	300	相模	令扶助候了全可知行者也	諸法度
12	大久保(旗本)	元和3	5	26	写	大久保六右衛門	300	武蔵・下総	令扶助候畢全可知行者也	諸法度
13	後藤(旗本)	元和3	5	26	写	後藤清三郎	300	相模	令扶助之訖可全知行者也	古文書9
14	佐久間(旗本)	元和3	5	26	写	佐久間六左衛門尉	300	武蔵	令扶助之訖可全知行者也	古文書11・古文書集4
15	葦科(旗本)	元和3	5	26	写	葦科孫九郎	300	上総	令扶助之畢全可知行者也	古文書6
16	富永(旗本)	元和3	5	26	写	富永喜左衛門	300	武蔵・上総	令扶助之畢全可知行者也	古文書2
17	野間(旗本)	元和3	5	26	写	野間金左衛門	300	下総	令扶助之訖可全知行者也	古文書6
18	本多(旗本)	元和3	5	26	写	本多八十郎	300	下総	令扶助候可全知行者也	古文書2
19	渡辺(旗本)	元和3	5	26	写	渡辺八郎右衛門	300	下総	令扶助候了全可知行者也	諸法度
20	大森(旗本)	元和3	5	26	寛	大森(久七郎)	300	武蔵	—	寛政譜11-321
21	鈴木(旗本)	元和3	5	26	寛	鈴木權之助	300	大和	—	寛政譜18-35
22	国領(旗本)	元和3	5	26	写	国領半兵衛	335	近江	令扶助畢全可知行者也	古文書9
23	蜂谷(旗本)	元和3	5	26	写	蜂谷七兵衛	410	相模	令扶助了全可知行者也	諸法度
24	稻生(旗本)	元和3	5	26	原	稻生次郎左衛門	500	武蔵	令扶助之了可全知行者也	稻生文書
25	井上(旗本)	元和3	5	26	写	井上外記	500	下総	令扶助之訖可全知行者也	古文書1
26	川勝(旗本)	元和3	5	26	写	川勝太郎兵衛	500	丹波	令扶助之畢可令知行者也	古文書3
27	松平(旗本)	元和3	5	26	写	松平志摩守	500	近江	宛行候畢全可領知者也	諸法度
28	渡辺(旗本)	元和3	5	26	写	渡辺半兵衛	500	武蔵・下総	令扶助候了全可知行者也	諸法度
29	中山(旗本)	元和3	5	26	寛	中山茂左衛門	500	上総	—	寛政譜12-245
30	松平(旗本)	元和3	5	26	写	松平右馬助	612	三河	宛行候畢全可領知者也	諸法度
31	永田(旗本)	元和3	5	26	写	永田權八郎	650	上総	令扶助之訖可全知行者也	古文書5
32	東条(旗本)	元和3	5	26	写	東条猪兵衛	703	大和	令扶助之畢全可知行者也	古文書2
33	山田(旗本)	元和3	5	26	写	山田清大夫	852	武蔵・下総・摂津	令扶助畢全可知行者也	諸法度
34	松平(旗本)	元和3	5	26	写	松平孫太夫	900	相模・上野・武蔵	令扶助候畢全可知行者也	古文書9
35	赤井(旗本)	元和3	5	26	写	赤井六兵衛尉	1000	大和	令扶助之可令領知者也	古文書10
36	川口(旗本)	元和3	5	26	写	川口茂兵衛尉	1000	下総・上総	令扶助候訖可令領知者也	古文書3
37	下曾根(旗本)	元和3	5	26	写	下曾根三十郎	1000	上野	令扶助之訖可全知行者也	古文書12
38	内藤(旗本)	元和3	5	26	写	内藤東市正	1000	上野	令扶助之訖可全知行者也	古文書5・古文書集13
39	内藤(旗本)	元和3	5	26	写	内藤金三郎	1000	武蔵・上総	令扶助之訖可全知行者也	古文書5
40	永田(旗本)	元和3	5	26	写	永田勝左衛門	1000	上総・武蔵	令扶助之畢全可領知者也	古文書5
41	青山(旗本)	元和3	5	26	寛	青山作十郎	1000	下総	—	寛政譜12-108
42	花房(旗本)	元和3	5	26	写	花房右馬助	1008	武蔵・上野	令扶助之訖可全領知者也	古文書1
43	伏屋(旗本)	元和3	5	26	写	伏屋新介	1057	摂津・近江・美濃	令扶助之畢全可知行者也	古文書9
44	松平(旗本)	元和3	5	26	写	松平筑後守	1100	下総・三河	宛行之可令全領知之状如件	古文書9
45	石川(旗本)	元和3	5	26	写	石川三右衛門	1152	下総	令扶助之畢全可領知者也	古文書1
46	柘植(旗本)	元和3	5	26	写	柘植三四郎	1400	摂津・河内・近江	令扶助之畢全可知行者也	古文書4
47	岩瀬(旗本)	元和3	5	26	写	岩瀬清介	1500	上総・下総	令扶助訖全可知行者也	古文書1
48	酒井(旗本)	元和3	5	26	写	酒井下総守	1500	武蔵	宛行之畢全可領知者也	古文書11
49	三雲(旗本)	元和3	5	26	写	三雲新左衛門	1500	近江・上総	令扶助之訖可全知行者也	古文書12
50	森(旗本)	元和3	5	26	写	森左兵衛佐	1500	大和・丹波・摂津	令扶助之訖可全知行者也	古文書13
51	山田(旗本)	元和3	5	26	写	山田十太夫	1500	常陸・武蔵	令扶助之可全知行者也	古文書2

	家名	年	月	日	原	宛名	高	地域	書止文言	出典
52	川窪(旗本)	元和3	5	26	写	川窪与左衛門	1618	武蔵	宛行之訖可全領知之状如件	古文書4・古文書集16
53	森(旗本)	元和3	5	26	写	森伊豆守	1860	摂津	令扶助之訖可令知行者也	古文書13
54	河口(旗本)	元和3	5	26	写	河口久介	2000	下総	令扶助之訖可令知行者也	古文書3
55	庄田(旗本)	元和3	5	26	写	庄田小左衛門尉	2000	大和	令扶助可全知行者也	古文書12
56	内藤(旗本)	元和3	5	26	原	内藤掃部助	2000	近江	令扶助之訖可全知行者也	内藤家所蔵文書
57	猶村(旗本)	元和3	5	26	写	猶村孫兵衛尉	2000	備中	令扶助之訖可全知行者也	古文書集3・譜牒余録下
58	川口(旗本)	元和3	5		寛	川口久助	2000	下総	—	寛政譜9-384
59	織田(旗本)	元和3	5	26	写	織田美作守	2014	近江	可令全知行之状如件	古文書7
60	大久保(旗本)	元和3	5	26	寛	大久保(四郎左衛門)	3000	常陸・上総	—	寛政譜11-400
61	畠山(旗本)	元和3	5	26	写	畠山長門守	3122	大和・河内・摂津	宛行之訖可令全領知之状如件	古文書1
62	佐藤(旗本)	元和3	5	26	写	佐藤勘右衛門	3190	美濃・摂津	令扶助之訖可全知行者也	古文書11
63	津田(旗本)	元和3	5	26	寛	津田(平七郎)	4010	丹波・美濃	—	寛政譜8-204
64	日根野(旗本)	元和3	5	26	写	日根野左京亮	7000	美濃	令扶助之訖可全知行者也	古文書13
65	近藤(川中島)	元和3	5	26	写	近藤信濃守	10000	信濃・美濃	令扶助之訖可全知行者也	古文書9
66	平岡(旗本)	元和3	5	26	写	平岡牛右衛門尉	10000	美濃	令扶助之訖可全知行者也	古文書13
67	丹羽(二本松)	元和3	5	26	写	丹羽五郎左衛門	10000	常陸	—	領知目録書抜一
68	長谷川(旗本)	元和3	5	26	写	長谷川式部少輔	10053	美濃・伊勢・摂津・備中・山城	宛行之訖可全知行者也	古文書1
69	土方(菰野)	元和3	5	26	写	土方丹後守	12000	伊勢・近江	令扶助之訖可全知行者也	土方家譜
70	片桐(小泉)	元和3	5	26	写	片桐主膳正	15020	大和・河内・摂津・和泉	宛行之訖可全領知之状如件	杉原方氏所蔵文書
71	菅沼(龜山)	元和3	5	26	原	菅沼織部佐	20000	美濃・尾張	宛行之訖可令全領知者也仍如件	菅沼文書
72	松平(西尾)	元和3	5	26	写	松平和泉守	20010	美濃	—	領知目録書抜二
73	木下(日出)	元和3	5	26	写	木下右衛門大夫	30000	豊後	—	領知目録書抜三
74	秋月(高鍋)	元和3	5	26	写	秋月長門守	30000	日向	宛行之訖可全領知之状如件	宮崎県史料編近世4
75	稻葉(臼杵)	元和3	5	26	影	臼杵侍從	50065	豊後	宛行訖可有全領知之状如件	稻葉家譜
76	伊東(飯肥)	元和3	5	26	写	伊東修理太夫	57080	日向	宛行之畢可令全領知ノ状如件	古文書集8・水月明鑑
77	森(赤穂)	元和3	5	26	写	美作侍從	186500	美作	宛行之訖可有全領知之状如件	森家先代実録
78	細川(熊本)	元和3	5	26	写	豊前宰相	300000	豊前・豊後	宛行之訖可有全領知之状如件	永青文庫
79	山岡(旗本)	元和3	5	16	写	山岡美作後家	50	近江	さき／＼のことく全きやう相違有へからざるもの也	古文書2
80	上林(旗本)	元和3	5	16	写	上林又兵衛	282	山城	任先判之旨可全知行者也	家伝史料
81	施薬院(旗本)	元和3	5	24	影	施薬院	483	山城	如前々全知行弥不可有相違者也仍如件	東京国立博物館所蔵文書
82	竹田(旗本)	元和3	5	24	影	竹田法印	500	山城	如先々全知行弥不可有相違者也仍如件	東京国立博物館所蔵文書
83	吉田(旗本)	元和3	5	24	原	(吉田)意安	500	山城	如前々全知行弥不可有相違者也仍如件	京大所蔵文書
84	板倉(松山)	元和3	5	26	写	板倉伊賀守	6616	三河	任先判之旨全知行不可有相違者也	備中松山板倉家文書
85	板倉(松山)	元和3	5	26	写	板倉伊賀守	9865	武蔵・近江	任先判之旨全知行不可有相違者也	備中松山板倉家文書
86	里村(旗本)	元和3	5	28	写	里村昌琢	100	山城	—	寛政譜18-303
87	木村(旗本)	元和3	5	28	写	木村惣右衛門	185	山城・摂津	如前々可全知行者也	古文書11・木村宗右衛門先祖書
88	竹田(旗本)	元和3	5	28	写	竹田慶安	300	山城	任先判之旨全知行弥不可有相違者也	南紀徳川史
89	上林(旗本)	元和3	5	28	原	上林掃部丞	390	山城	任先判旨弥不可有相違者也	京大所蔵文書
90	今大路(旗本)	元和3	5	28	写	(延寿院)道三法印	500	山城	如前々全知行者也仍如件	古文書1・古文書集21
91	今井(旗本)	元和3	5	28	影	今井宗薫	1300	摂津	如先々全知行不可有相違者也	今井文書
92	木下(足守)	元和3	5	28	写	木下宮内少輔	25000	備中	—	領知目録書抜三
93	針屋(旗本)	元和3	9	3	写	針屋宗春	76	山城	如前々全知行者也	譜牒余録中
94	三輪(旗本)	元和3	9	5	写	三輪七蔵	300	山城	無相違可全知行者也	古文書12・譜牒余録中
95	久留島(森)	元和3	9	5	写	来嶋右衛門一	14000	豊後	—	領知目録書抜三
96	五島(五島)	元和3	9	5	写	五嶋淡路守	15530	肥前	—	領知目録書抜三
97	大村(大村)	元和3	9	5	写	大村民部大輔	27973	肥前	宛行之訖可令全領知之状如件	大村家覚書
98	西尾(旗本)	元和3	9	5	写	西尾出雲守	30000	美濃	宛行之訖可令全領知之状如件	古文書1

	家名	年	月	日	原	宛名	高	地域	書止文言	出典
99	島津(佐土原)	元和3	9	5	写	島津右馬頭	30070	日向	—	領知目錄書抜
100	松平(川越)	元和3	9	5	写	松平周防守	50020	丹波・摂津	宛行之訖可令全領知之状如件	松井家譜
101	徳永(高須)	元和3	9	5	写	徳永左馬助	53773	美濃	宛行之畢可全領知之状如件	古文書1
102	松浦(平戸)	元和3	9	5	写	松浦肥前守	63200	香岐・肥前	—	領知目錄書抜三
103	中川(岡)	元和3	9	5	写	中川内膳正	70440	豊後	—	領知目錄書抜三
104	加藤(水口)	元和3	9	5	影	加藤左馬助	191615	伊予	宛行之訖可有全領知之状如件	水口加藤文書
105	山内(高知)	元和3	9	5	原	松平土佐守	202626	土佐	宛行之了可令全領知状如件	土佐山内家宝物資料館
106	蜂須賀(徳島)	元和3	9	5	写	松平阿波守	257000	阿波・淡路	宛行之訖可有全領知之状如件	蜂須賀家文書
107	毛利(萩)	元和3	9	5	写	松平長門守	369411	周防・長門	宛行之了可令全領知之状如件	譜牒余録上
108	浅野(広島)	元和3	9	5	影	浅野但馬守	376563	紀伊	宛行之訖可有全領知之状如件	済美録
109	福島(広島)	元和3	9	5	写	安芸宰相	498223	安芸・備後	宛行候畢可有全領知之状如件	古文書9・譜牒余録中 寛政譜21-322
110	黒田(福岡)	元和3	9	5	原	黒田筑前守	502416	筑前	宛行之訖可有全領知之状如件	黒田家文書
111	島津(鹿児島)	元和3	9	5	写	松平薩摩守	605607	薩摩・大隅・日向	可有全領知之状如件	薩藩旧記増補
112	松平(島原)	元和3	9	5	写	松平主殿頭	30000	三河	充行之訖可令全領知之状如件	本光寺文書
113	鍋島(佐賀)	元和3	9	6	写	鍋島信濃守	357036	肥前	宛行之訖可令全領知之状如件	鍋島勝茂譜考補
114	小堀(旗本)	元和3	9	7	写	小堀九郎兵衛	3000	備中・近江	令扶助之訖可全知行者也	古文書9
115	小堀(小室)	元和3	9	7	写	小堀遠江守	12460	備中・大和・和泉	—	領知目錄書抜五
116	木村(旗本)	元和3	9	11	写	木村藤五郎	93	山城・摂津	如前々可知行者也	譜牒余録中
117	中坊(旗本)	元和3	9	11	写	中坊左近	3500	大和	如前々可全知行者也	古文書5
118	池田(赤穂)	元和3	9	11	原	池田越前守	10000	播磨	宛行之訖可全領知者也	岩坂義郎所蔵文書
119	本多(岡崎)	元和3	9	11	原	本多甲斐守	21574	播磨	宛行之訖可全領知之状如件	本多家文書
120	稲葉(福知山)	元和3	9	11	写	稲葉太夫	45706	河内・摂津	右宛行訖全可領知之状如件	別本稲葉家譜
121	水野(山形)	元和3	9	11	原	水野日向守	60000	大和	右任先判之旨全領知不可有相違之状如件	水野家文書
122	小笠原(小倉)	元和3	9	11	写	小笠原左近大夫	100000	播磨	—	領知目錄書抜一
123	松平(忍)	元和3	9	11	写	松平下総守	100000	摂津・河内	—	領知目錄書抜一
124	本多(岡崎)	元和3	9	11	写	本多美濃守・ 本多中務少輔	250000	播磨	宛行之訖全可令領知之状如件	本多家文書
125	建部(林田)	元和3	9	11	写	建部三十郎	10000	播磨	—	領知目錄書抜三
126	松前(松前)	元和3	9	16	原	松前志摩守		蝦夷	任去慶長九年正月廿七日先判之旨 弥不可有相違者也仍如件	早稲田大学荻野研究室 所蔵文書
127	諏訪(高島)	元和4	12	15	原	諏訪因幡守	32080	信濃	可被令所務領知之状仍如件	諏訪忠弘氏旧蔵文書
128	後藤(旗本)	元和5	9	15	影	後藤源四郎	250	山城	令扶助之訖可全知行者也	後藤文書
129	鈴木(旗本)	元和6	8	28	写	鈴木半九郎	200	会津分	令扶助訖如目錄全可領知者也	古文書13
130	京極(豊岡)	元和9	5	7	写	京極采女正	78200	丹後	全可領知之	領知目錄書抜三